

審議会等への女性委員参画促進のための具体的な対応

■目的

政策や方針の決定過程に、男女それぞれの意見が均等に反映されることを目指し、市の各種審議会等への女性の参画を促進する。

■数値目標（平成34年度）

(1)市の審議会等における女性委員の割合を40%以上にする。

(2)女性委員のいない審議会等の数を0にする。

■現状と課題

(1)審議会等における女性委員の割合が低い。(平成29年度末:33.1%)

(2)複数の審議会等の委員を兼任している。(4審議会等以上:16人、最大:14審議会等)
例)現在、婦人連絡協議会は、会長が14審議会等の委員を兼任

■具体的取組

(1)目標達成に向けた取組強化

- ・管理職及び担当職員に対し説明会を開催するなど、数値目標の周知徹底を図る。
- ・目標未達成の審議会等の所管課は、少しでも多くの女性委員が参画できるよう構成団体や委員の検討を行い、目標達成に向けた取組を行う。
- ・女性委員の割合に改善が見られない場合の取組について検討を行う。
- ・委員決定の起案の際に、女性委員の参画率を合わせて記載する。
- ・審議会等を新たに設置する場合は、事前に市民協働推進課へ協議の上、女性委員の割合を40%以上とする。

(2)多様な女性の参画推進

- ・女性の市政への参画を推進するとともに、幅広い女性の意見を反映させるため、公募委員の導入を進める。
- ・公募を行う場合は、女性人材リスト登録者に周知し、参画を促す。
- ・多様な女性の参画という観点から、複数の委員を兼任するなど特定の人や団体に偏ることがないように、女性の人材リストからの登用について検討する。
- ・多様な女性の参画を図るため、女性人材リストの充実に努める。
- ・働いている女性や子育て中の女性なども参画しやすいよう、会議の開催日程及び開催時間等に配慮する。

審議会等への女性委員参画促進のための具体的な対応

■目的

政策や方針の決定過程に、男女それぞれの意見が均等に反映されることを目指し、市の各種審議会等への女性の参画を促進する。

■数値目標（平成34年度）

(1)市の審議会等における女性委員の割合を40%以上にする。

(2)女性委員のいない審議会等の数を0にする。

■現状と課題

(1)審議会等における女性委員の割合が低い。(平成29年度末:33.1%)

(2)複数の審議会等の委員を兼任している。(4審議会等以上:16人、最大:14審議会等)
例)現在、婦人連絡協議会は、会長が14審議会等の委員を兼任

■具体的取組

(1)目標達成に向けた取組強化

- ・管理職及び担当職員に対し説明会を開催するなど、数値目標の周知徹底を図る。
- ・目標未達成の審議会等の所管課は、少しでも多くの女性委員が参画できるよう構成団体や委員の検討を行い、目標達成に向けた取組を行う。
- ・女性委員の割合に改善が見られない場合の取組について検討を行う。
- ・委員決定の起案の際に、女性委員の参画率を合わせて記載する。
- ・審議会等を新たに設置する場合は、事前に市民協働推進課へ協議の上、女性委員の割合を40%以上とする。

(2)多様な女性の参画推進

- ・女性の市政への参画を推進するとともに、幅広い女性の意見を反映させるため、公募委員の導入を進める。
- ・公募を行う場合は、女性人材リスト登録者に周知し、参画を促す。
- ・多様な女性の参画という観点から、複数の委員を兼任するなど特定の人や団体に偏ることがないように、女性の人材リストからの登用について検討する。
- ・多様な女性の参画を図るため、女性人材リストの充実に努める。
- ・働いている女性や子育て中の女性なども参画しやすいよう、会議の開催日程及び開催時間等に配慮する。